



送付先

埼玉県幸手市

埼玉県幸手市

### 普通徴収切替理由書兼仕切書について

- 普通徴収とする場合は、「普通徴収切替理由書兼仕切書」を添付するとともに給与支払報告書の個人別明細書の摘要欄に「普通徴収切替理由書兼仕切書」の符号（普A～普F）を記入してください。
- eLTAX等の電子媒体で提出する場合は、個人別明細書の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力し、摘要欄に符号（普A～普F）を記入してください。（この場合、普通徴収切替理由書の添付は不要です）

- 理由書「普A」欄の人数は、受給者総人数から「普B」欄から「普F」欄の人数（いずれも他市区町村分を含む）を除いた人数が2名以下の場合で、普通徴収とする幸手市在住の人がいるとき記入してください。
- 休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない人がいる場合は、「普F」欄に含めて記入してください。
- 「普A」欄から「普F」欄の複数の理由に該当する従業員については、理由のいずれかひとつに記入してください。（一人の人を重複して計上しないようご注意ください。）

発送元および給与支払報告書提出先  
〒340-0192 埼玉県幸手市東4丁目6番8号  
幸手市役所 税務課 市民税担当  
電話 0480-43-1111 (代)



提出期限：令和8年2月2日(月)

### 令和8年度(令和7年分) 給与支払報告書 (総括表)

幸手市長 あて										年		月		日提出		指 定 番 号	
法人番号又は個人番号										事業種 目		受給者総人数 (他市区町村の受給者も含む)		人			
給与支払者の所在地	〒								電話		人						
フリガナ											人						
給与支払者の名称又は氏名									特別徴収対象者		人						
給与支払者が法人である場合の代表者名									普通徴収対象者(退職者)		人						
連絡者の氏名及び係名並びに電話番号	係 氏名								普通徴収対象者(退職者を除く)		人						
関与税理士等の名前・電話番号	電話								計		人						
特別徴収関係書類の送付住所	電話								納入書の送付		<input type="checkbox"/> 必要						
所在地以外への書類送付を希望する場合は、こちらにご記入ください。(担当部署がございましたら部署名もご記入ください。)																	
<input type="checkbox"/> 不要																	

### 令和8年度 普通徴収切替理由書 兼 仕切書

幸 手 市		指定番号	
事業者名			
符号	普通徴収切替理由	人 数	
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人	
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)	人	
普C	給与が少なく税額が引けない (幸手市では年間の給与支給額が103万円以下)	人	
普D	給与の支払が不定期	人	
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人	
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	人	
合 計		人	

キ  
リ  
ト  
リ

## 給与支払報告書の提出について

平素から税務行政につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
給与支払報告書の提出にご協力をよろしく願います。

- 提出期限は令和8年2月2日(月)です。
- 給与支払者において他の総括表を使用される場合でも、この総括表を併せて提出してください。
- 税理士事務所等に事務を依頼される場合は、この総括表を税理士事務所等にお渡しください。
- 総括表に印字された給与支払者の所在地または名称等に相違がある場合は、赤字で訂正をお願いします。
- 給与支払報告書を提出する人がいない場合、総括表のみの提出は不要です。
- 給与支払者が個人事業主の場合には、提出時に、その個人事業主の番号確認と身元確認が必要となりますので、次に掲げる書類等をご用意ください。

- (1) 個人事業主が窓口で提出する場合  
提出時に、番号確認書類と身元確認書類を窓口で提示してください。
- (2) 個人事業主の代理人が窓口で提出する場合  
提出時に、個人事業主の番号確認書類と身元確認書類の写しを窓口で提出してください。
- (3) 郵送により提出する場合  
郵送時に、個人事業主の番号確認書類と身元確認書類の写しを同封してください。

「番号確認書類」・・・次のいずれか1点

ア 個人番号カード イ 通知カード ウ 個人番号の記載のある住民票

※法改正により通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票の記載内容と一致している場合に限り、番号確認書類として利用できます。

「身元確認書類」

ア 1点で確認できるもの

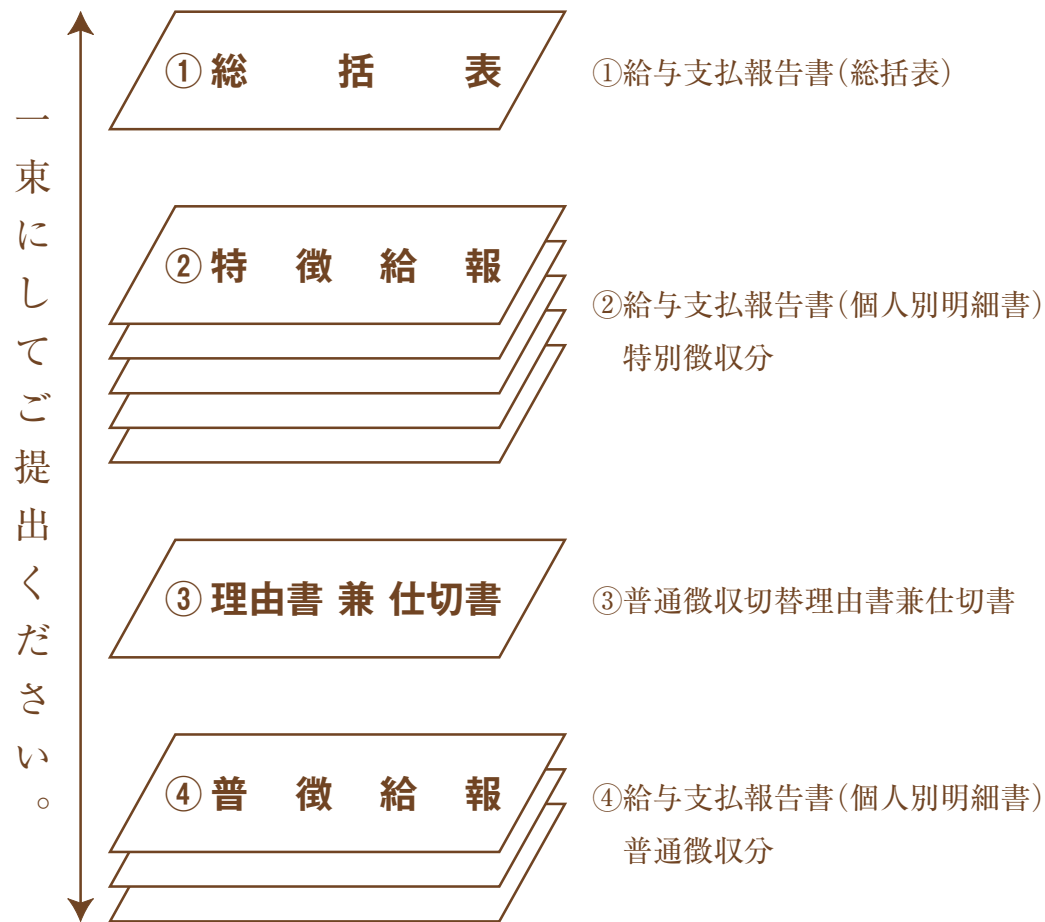
- (ア) 個人番号カード (イ) 運転免許証
- (ウ) パスポートなどの写真つき身分証明書

イ 2点で確認できるもの

- (ア) 公的医療保険の被保険者証
- (イ) 年金手帳などの写真なし身分証明書

キリトリ

## 給与支払報告書等のまとめ方



給与支払報告書提出先

〒340-0192 埼玉県幸手市東4丁目6番8号  
幸手市役所 税務課 市民税担当  
電話 0480-43-1111 (代)